

御前崎市議会議長
渥 美 昌 裕 様

御前崎市議会政治倫理審査委員会
委員長 河原崎 恵士

審査結果報告書

令和7年1月20日に議長から本審査会に付託された請求事案について、審査結果を御前崎市議会議員政治倫理規程第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 審査の対象となる議員の氏名

高田和幸

2. 審査請求年月日

令和7年1月14日

3. 審査請求事案の内容

令和6年12月25日に高田和幸議員が発信したブログの内容の一部が御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号及び第6号の政治倫理基準に反する疑いがあるというもの。

4. 審査請求の理由

ブログによれば、高田和幸議員は、令和6年12月議会最終日に上程された追加議案の審議の過程において、議案の誤りに気付いていたにも拘わらず、質疑、討論はせず、黙っていたと記されている。議員は、市民を代表して意思決定を行う責任があり、提出された議案に対し適切な質疑や討論を行う義務がある。議案の誤りに気付いていたにも拘わらず、意図的に黙認した行為は、議員として市民の信頼を著しく損ねるものである。「職員や議員がもらえなくなるだけ」との記述についても、議員は、市全体の利益を考慮して行動する義務があり、職員や議員なら不利益を被って良いという考えは誤っており改めるべきである。

また、感情的に「私が悪者にされた」とか「ざまあみろだ」という表現を使うこと自体、議員としての中立性や公平性を欠くものであり、このような品位に欠ける不適切な記述も、市民と議会の信頼関係を損なう大きな要因となるものである。「多分、財政健全化のための犠牲精神があるのでしょうかね」という表現についても、先輩議員に対する礼を著しく欠くものである。そもそも、財政健全化を図るためには、その方針や理由が明確でなければならず、議員が「犠牲精神」という表現でそれを説明するのは、議会の決定過程を曖昧にするおそれがあり、結果的に市民の信頼を損なうことにつながるものである。

このように不適切な表現を用いた情報を、ブログというメディアを通じて不特定多数の人に広く発信した高田和幸議員の行動は、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号及び第6号の基準に反する疑いがある。

5. 審査会の設置

令和7年1月14日付けで、議員3名（二俣秀明議員、植田浩之議員、村田明彦議員）の連署をもって、高田和幸議員を審査対象議員として、議長あてに御前崎市議会議員政治倫理規程第4条に基づく審査請求書が提出された。

渥美昌裕議長は、審査請求書の内容を確認し、審査請求が所定の要件を満たしていることから、直ちに御前崎市議会政治倫理審査委員会（以下、「審査会」という。）を設置し、令和7年1月20日に当該事案の審査を付託した。

審査会の委員は、次の9名である。

阿南澄男 議員、阿形 昭 議員、渥美昌裕 議員

河原崎惠士 議員、櫻井 勝 議員、小田芳久 議員

石川貴広 議員、川口知幸 議員、福田伸次 議員

6. 審査の経過等

審査会は、議長から付託された当該事案が、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条に規定する政治倫理基準に違反するか否について、公平かつ慎重に審査を行った。

【第1回審査会】令和7年1月20日（月）全委員出席

冒頭、議長から審査会設置の経緯について説明があり、その後、審査会の委員長に河原崎惠士議員、副委員長に阿南澄男議員が互選された。

その後、議長から審査会に審査事案が付託された。

その後、「会議の公開・非公開について」、「審査請求の内容について」、「今後の審査会日程（案）」について協議した。

また、次回の審査会において、審査請求者を招致し、審査請求理由の説明を求めることに決定した。

【第2回審査会】令和7年1月24日（金）全委員出席

審査請求書提出者から審査請求理由の説明を受け、質疑応答の後、審査請求の適否について協議した結果、当該事案は審査に適するものと決定した。

また、次回の審査会において、審査対象議員を招致し、事情聴取とともに弁明の機会を与えることに決定した。

【第3回審査会】令和7年1月31日（金）全委員出席

審査対象議員である高田和幸議員から事情聴取した後、同議員の弁明を聞いた。

その後、会議を非公開とし、全委員の意見をもとに協議した結果、本審査会は、今回の事案を政治倫理基準（御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号及び第6号）に反するものと認定し、講ずるべき措置について決定した。

【第4回審査会】令和7年2月12日（水）全委員出席

審査結果報告書（案）の内容について確認した後、審査結果報告書を議長へ提出することを決定し、審査を終了した。

7. 審査の結果

（1）審査請求の適否について

政治倫理基準に照らし合わせて協議した結果、本事案は、審査に適するものと決定した。

（2）政治倫理基準に違反する事実の存否等について

令和6年12月25日、ブログによる情報発信をした高田和幸議員の行動が、市民全体の代表者たる議員としての品位を損なうような行動であったのか否かを審査した結果、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1号に反するものと認定した。

また、令和6年12月25日に発信したブログの内容が、確たる事実に基づいて行われたものであるのか、虚偽又は誹謗中傷に類する発言、又は情報発信により他人の名誉を毀損したか否かを審査した結果、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第6号に反するものと認定した。

付 帯 意 見

御前崎市議会政治倫理審査委員会は、審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付す。

1. 講ずるべき措置の内容

今回の事案は、高田和幸議員個人の信頼失墜だけでなく、他の御前崎市議会議員並びに御前崎市職員への市民の信頼を大きく揺るがす結果となった。

よって、本委員会は高田和幸議員に対し、「文書による注意」の措置を講ずるよう求める。

なお、高田和幸議員には、このような事態を招いた責任を重く受け止めていただき、今後は、政治倫理基準を遵守するとともに、議員としての使命達成に努めるよう強く求める。